

行政手続における各種令状の参考書式について

平成12年11月27日刑二第367号高等裁判
所長官，地方裁判所長あて刑事局長，行政局長送
付

平成13年1月1日から実施される予定の裁判所の事件に関する記録その他の書類のA判横書き化については，さきに，平成12年5月26日付け最高裁判二第145号刑事局長，家庭局長，総務局長送付及び同年8月28日付け最高裁判二第287号刑事局長，家庭局長，民事局長，総務局長送付により，逮捕状等の参考書式等を示したところですが，これらに加えて，別紙記載の書類の参考書式を別添のとおり作成しましたので，送付します。

なお，簡易裁判所に対しては，所管の地方裁判所長から送付してください。

(別紙)

- 1 出入国管理及び難民認定法第31条所定の臨検捜索押収許可状
- 2-1 国税犯則取締法第2条所定の臨検捜索差押許可状（犯則事実の記載欄あり）
- 2-2 同（犯則事実の記載欄なし）
- 3-1 関税法第121条，証券取引法第211条及び金融先物取引法第107条各所定の臨検捜索差押許可状（犯則事実の記載欄あり）
- 3-2 同（犯則事実の記載欄なし）
- 4 警察官職務執行法第3条所定の保護許可状

臨 検 捜 索 押 収 許 可 状	
容 疑 者 の 氏 名	
<p>容疑者に対する出入国管理及び難民認定法第24条に規定する退去強制事由該当容疑事件について、下記のとおり臨検、捜索及び押収をすることを許可する。</p>	
臨検すべき場所、捜索すべき身体又は物件	
押収すべき物件	
有 効 期 間	平 成 年 月 日まで
<p>有効期間経過後は、この令状により臨検、捜索又は押収に着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。</p> <p>有効期間内であっても、臨検、捜索又は押収の必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。</p>	
平 成 年 月 日 裁 判 所 裁 判 官	
請 求 者 の 官 職 氏 名	

臨 検 捜 索 差 押 許 可 状	
犯 則 嫌 疑 者 の 氏 名 及 び 年 齢	年 月 日 生
犯 則 嫌 疑 者 に 対 す る 犯 則 事 件 について、下記のとおり臨検、捜索及び差押えをすることを許可する。	
犯 則 事 実	別紙記載のとおり
臨 検 す べ き 場 所、 捜 索 す べ き 身 体 又 は 物 件	
差 し 押 さ え る べ き 物 件	
有 効 期 間	平 成 年 月 日 まで
<p>有効期間経過後は、この令状により臨検、捜索又は差押えに着手することができない。 この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。 有効期間内であっても、臨検、捜索又は差押えの必要がなくなったときは、直ちにこれを を当裁判所に返還しなければならない。</p>	
平 成 年 月 日 裁 判 所 裁 判 官	
請 求 者 の 官 職 氏 名	

臨 検 捜 索 差 押 許 可 状	
犯 則 嫌 疑 者 の 氏 名 及 び 年 齢	年 月 日 生
犯 則 嫌 疑 者 に 対 す る 犯 則 事 件 について、下記のとおり臨検、捜索及び差押えをすることを許可する。	
臨 検 す べ き 場 所、 捜 索 す べ き 身 体 又 は 物 件	
差 し 押 さ え る べ き 物 件	
有 効 期 間	平 成 年 月 日 まで
<p>有効期間経過後は、この令状により臨検、捜索又は差押えに着手することができない。 この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。 有効期間内であっても、臨検、捜索又は差押えの必要がなくなったときは、直ちにこれを を当裁判所に返還しなければならない。</p>	
平 成 年 月 日 裁 判 所 裁 判 官	
請 求 者 の 官 職 氏 名	

臨 検 捜 索 差 押 許 可 状	
犯 則 嫌 疑 者 の 氏 名 及 び 年 齢	年 月 日 生
犯 則 嫌 疑 者 に 対 す る 犯 則 事 件 について、下記のとおり臨検、捜索及び差押えをすることを許可する。	
犯 則 事 実	別紙記載のとおり
臨検すべき場所、捜索すべき場所、身体又は物件	
差し押さえるべき物件	
有 効 期 間	平 成 年 月 日 まで
有効期間経過後は、この令状により臨検、捜索又は差押えに着手することができない。 この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。 有効期間内であっても、臨検、捜索又は差押えの必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。	
平 成 年 月 日 裁 判 所 裁 判 官	
請 求 者 の 官 職 氏 名	

臨 検 捜 索 差 押 許 可 状	
犯 則 嫌 疑 者 の 氏 名 及 び 年 齢	年 月 日 生
犯 則 嫌 疑 者 に 対 す る 犯 則 事 件 について、下記のとおり臨検、捜索及び差押えをすることを許可する。	
臨 検 す べ き 場 所、 捜 索 す べ き 場 所、 身 体 又 は 物 件	
差 し 押 さ え る べ き 物 件	
有 効 期 間	平 成 年 月 日 まで
<p>有効期間経過後は、この令状により臨検、捜索又は差押えに着手することができない。 この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。 有効期間内であっても、臨検、捜索又は差押えの必要がなくなったときは、直ちにこれを を当裁判所に返還しなければならない。</p>	
平 成 年 月 日 裁 判 所 裁 判 官	
請 求 者 の 官 職 氏 名	

保 護 許 可 状	
氏 名 年 齢 住 居 職 業	-年 月 日生
上記の者を下記のとおり引き続き保護することを承認する。	
やむを得ないと認められる事情	
保 護 の 場 所	
保護を承認する期間	平成 年 月 日 午 時 分から 平成 年 月 日 午 時 分まで
平成 年 月 日 簡 易 裁 判 所 裁 判 官	
請求者の官公職氏名	
最初の保護開始の日時	平成 年 月 日 午 時 分
保護をした者の官公職氏名印	
保護終了の日時	平成 年 月 日 午 時 分
引渡先及び引受印	
記 名 押 印	平成 年 月 日

注 「保護をした者の官公職氏名印」以下の欄については、従前の例には、上記のようにこれを設けるもののほか、これを設けないものもある。